

特定非営利活動促進法 第2条 別表で定める活動及び主な内容

番号	活動分野	活動の内容等	事業例
1	保健、医療又は福祉の増進を図る活動	人々の健康の保持、生活(公衆)衛生の改善、障がい者等の保健や福祉の向上などに資する活動。	障がい者支援、高齢者支援、施設訪問、生活支援、点字や手話の教育活動
2	社会教育の推進を図る活動	法律で定められた「学校」で行われる「学校教育」に対し、社会一般において様々な人々を対象として行われている広い意味での教育を推進する活動。	生涯学習活動、ものづくり推進、読み書き教室、パソコン教室
3	まちづくりの推進を図る活動	地域における住民相互の連絡や連携その他の活動によって都市機能の推進あるいは過疎地域の活性化のための調査や企画、様々な施策の推進等を行う活動。	商店街の活性化、コミュニティづくり、地域活性化イベントの実施、まちづくり調査
4	観光の振興を図る活動	各地域に独自の資源を活用した観光の振興や、地域の活性化を図る活動。	観光商品開発、地域ブランドづくり、郷土の歴史研究
5	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	農村漁村又は中山間地域の振興を対象とした活動。	過疎防止活動、村おこし活動、漁業振興、都市と農村交流、地産地消
6	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	学術、文化、芸術又はスポーツを盛んにするための活動。	伝統芸能・文化の振興等の継承、スポーツ教室、芸術鑑賞、地域楽団、地域劇場
7	環境の保全を図る活動	地球温暖化やオゾン層破壊など地域環境に関する活動や、河川や湖沼の汚染の解消等比較的範囲の狭い環境問題など、環境保全活動全般の活動。	リサイクル運動、野生動物の保護、野鳥の保護、森林保全、里山保全
8	災害救援活動	災害時の救援活動はもとより、被災者の救援に必要な災害における継続的な活動。	災害時の救援活動、救援ネットワークづくり、災害予防の普及啓発
9	地域安全活動	地域における住民相互の連絡や連携その他活動によって、地域の防犯活動、犯罪被害者の支援又は救助、あるいは火災の予防や風水害等の際の安全確保を図るための活動。	防犯パトロールマップ、犯罪・事故の防止、交通安全活動、防災マップづくり
10	人権の擁護又は平和の推進を図る活動	人権尊重の理念を広め、人権侵害に対する監視と救済を図るための活動、又は国際、国内に関わらず「平和」の達成や維持に向けて取り組む活動。	人権啓発、家庭内暴力を受ける女性の援助、いじめ防止、核兵器廃絶、地雷の禁止活動
11	国際協力の活動	海外との情報交換、国際的な催しの主催、海外への人員の派遣や海外からの人員の受入など、国際的な活動の全般的なもの。	難民支援、発展途上国の開発援助・技術協力、留学生の支援活動や国際交流活動
12	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	男女共同参画社会基本法に定める男女共同参画社会の形成に向けて、男女の人権に関する啓発活動や社会的慣行の変化に向けた取り組みなど、市民の立場から取り組む様々な活動。	男女間の差別解消、主婦の再就職斡旋、セクハラ防止、ストーカー被害者の支援
13	子どもの健全育成を図る活動	児童や少年の保健や福祉、教育、保護、矯正や更正等に必要の援助などを行うことにより、心身ともに健やかな「子ども」たちを育てるための活動。	子育て支援、子どもの人権保護、遺児の保護、児童保育、学童保育、児童虐待防止、保育施設運営
14	情報化社会の発展を図る活動	インターネットなどの情報通信技術の活用の促進を図る事業など、情報化社会の発展を促す活動。	パソコン教室、ホームページづくり・OSの開発、電子マネー、情報通信ネットワークづくり
15	科学技術の振興を図る活動	大学の関係者が各自の研究の基にある科学技術の普及を図る事業など、科学技術の振興を図る活動。	遺伝子診断・治療、バイオ、ゲノム、新技術開発、ナノテクノロジー、科学技術に関する研究支援
16	経済活動の活性化を図る活動	ベンチャー教育等、起業活動の環境整備を図る事業や、商店街の活性化を通じて地域全体の経済活性化の促進を図る事業など、経済活動の活性化を図るための活動。	起業支援、コミュニティ・ビジネス支援、産業技術開発、商店街の活性化
17	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	路上生活者や障がい者の職業訓練・就労支援を図る事業など、職業能力の開発や雇用機会の拡充を支援する活動。	ニート・フリーターの就職支援、職業訓練学校、民営職業紹介事業
18	消費者の保護を図る活動	消費者に対して商品に関する情報提供や商品知識の普及を図る事業など、消費者の保護を図るための活動。	商品に関する情報提供、消費者相談
19	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	公益の増進に寄与するための特定非営利活動の健全な発展を図るために、NPO法人同士の横のつながりを図ったり、新しいNPO法人を育てていくための支援などの活動。	NPO支援、NPOの情報発信、ネットワークづくり、資金援助
20	前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動	地方団体における固有の事情に応じて柔軟な認証事務の実施を一層可能とする観点から、上記1号～19号に掲げる活動に準ずる活動について、所轄庁が条例で自由に定めることができる活動。	小美玉市では定めなし